

発行・編集
あわら市商工会事務局（本所） 〒919-0621 福井県あわら市市姫一丁目9-21 TEL: 0776-73-0248 FAX: 0776-73-7145
あわら市商工会事務局（支所） 〒910-4103 福井県あわら市二面2丁目701 TEL: 0776-78-6311 FAX: 0776-78-7801

申請
受付中

福井県 中小企業者等事業継続支援金

受付期間/令和3年12月28日(火)まで

申請要件

令和3年1月から9月までの何れか1月の売上が
前々年または前年の同じ月と比べ**30%以上**減少していること

給付額

- 1 月売上が**50%以上**減少している場合
1事業者につき 1か月あたり **10万円**
- 2 月売上が**30%以上50%未満**で減少している場合
1事業者につき 1か月あたり **5万円**

最大6か月分60万円

申請方法



申請書類を下記の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送してください。

〒910-8691 福井中央郵便局留め
福井県 中小企業者等事業継続支援金申請事務局 宛て
令和3年12月28日(火)の消印有効です。
●切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。
●送料は申請者側でご負担願います。

オンラインの場合

専用ホームページから申請できます。

福井県中小企業者等事業継続支援金 検索
<https://www.fukui-jigyo-keizoku.com>



専用ホームページ内の記載内容をご確認の上、ご入力をお願いいたします。

福井県事業継続支援金コールセンター 0776-50-6458

受付時間/午前9時30分から午後4時30分まで(土・日・祝日を除く)

令和5年10月1日から 適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます！

「インボイス」ってナニ？ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

インボイスの
記載事項

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

- 1 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 2 取引年月日
- 3 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- 4 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- 5 税率ごとに区分した消費税額等
- 6 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

e-taxに関する情報

e-taxに関する詳しい情報は、e-taxホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問 (Q&A) などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】 0120-205-553 (無料) 【受付時間】 9:00~17:00 (土日祝除く)
詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



Google インドアビュー募集中

商工会では、Googleマップのストリートビューから派生したお店の内装を360度パノラマで見渡すことができるインドアビューのサービスを実施しています。

撮影料・掲載料・維持費など全て無料！

是非、この機会にお店をPRしませんか・・・

Googleインドアビューのメリット

- ・ユーザーに店内の雰囲気伝えることができる。
- ・検索結果やGoogleマップ上でアピールできる。
- ・地図検索や通常検索の検索結果画面に表示させてくれる。
- ・撮影したものは自社サイトなどにも埋め込んで使える。etc



(360度パノラマ画像)

お申し込みは、商工会まで

人にやさしい カーポートパーキングを 作りませんか？

今なら間に合う、助成制度のご案内です。

障がいのある方や高齢の方などが悪天候でも快適に利用できるよう屋根付き駐車場（カーポートパーキング）を建設、整備する場合、建設費の1/3を、50万円を限度として助成します。

障がいのあるお客様等が利用する、個人宅の車庫以外の店舗や施設の駐車場が対象です。駐車場の規模は問いませんが、1台あたり3.5Mの間口確保が必要です。

※ご要望が予算額に達し次第、募集終了となります。

詳細は、下記に直接お問い合わせください。

福井県健康福祉部障がい福祉課（担当：前川）

TEL：0776-20-0338

メール：syogai@pref.fukui.lg.jp



必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も。

最低賃金の改定

福井県の最低賃金、令和3年10月1日より適用

福井県最低賃金

時間額 **858円**

福井県最低賃金は福井県内すべての労働者と使用者に適用されます。ただし次の特定最低賃金に掲げる産業に従事する基幹的労働者と使用者については該当する最低賃金が適用されます。

福井県内の特定最低賃金

- ・ 紡績業、化学繊維、織物、染色整理業 … 時間額 **858円**
- ・ 繊維機械、金属加工機械製造業 …… 時間額 **874円**
- ・ 電気機械器具製造業 …………… 時間額 **858円**
- ・ 百貨店、総合スーパー …………… 時間額 **858円**

※上記業種に該当する労働者とその使用者については、該当する産業別最低賃金が適用されます。

※通勤手当・家族手当・精皆手当・時間外手当等は含まれません。詳しくは、福井労働局賃金室（電話0776-22-2691）までお問い合わせください。

労働保険の手続きはおすすめですか？

労働保険とは、労災保険と雇用保険を総称したもので、正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、ひとりでも労働者を雇用している事業主は、労働保険に加入する義務があります。

労働保険の加入手続き、労働保険制度についてのご相談はお気軽にどうぞ！

三国公共職業安定所 電話 0776-81-3262 福井労働基準監督署 電話 0776-54-7722

お問合せ・申込みは、あわら市商工会までお電話下さい。あわら市市姫一丁目9-21 TEL 73-0248